

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和 7 年 4 月】

【問 2 3】 衛生管理者が管理すべき業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- (2) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (3) 衛生推進者の指揮に関すること。
- (4) 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- (5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

▶▶解説◀◀

衛生管理者の業務（職務）は、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項、第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項に定められている。

- (1) 定められている：安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項②。
- (2) 定められている：安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項①。
- (3) **定められていない**
- (4) 定められている：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項②。
- (5) 定められている：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項④。

* 解答 * (3)

【令和 6 年 4 月】

【問 2 3】 衛生管理者が管理すべき業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (2) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (3) 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- (4) 労働者の健康を確保するため必要があると認めるとき、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。
- (5) 少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

▶▶解説◀◀

衛生管理者の職務は、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項、第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項に定められている。

- (1) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項①。
- (2) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項③。
- (3) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項②。
- (4) **定められていない**：設問の内容は、産業医に定められている。安衛法第 13 条（産業医等）第 5 項。
- (5) 定められている：安衛則第 11 条（衛生管理者の定期巡視及び権限の付与）第 1 項。

解答 (4)

【令和 3 年 4 月】

【問 2 2】 衛生管理者の職務又は業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務は衛生に関する技術的事項に限るものとする。

- (1) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (2) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (3) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (4) 少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (5) 労働者の健康を確保するため必要があると認めるとき、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。

▶▶解説◀◀

衛生管理者の職務は、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項、第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項に定められている。

- (1) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項③。
- (2) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項④。
- (3) 定められている：安衛法第 10 条第 1 項⑤、安衛則第 3 条の 2 第 1 項①。
- (4) 定められている：安衛則第 11 条（衛生管理者の定期巡視及び権限の付与）第 1 項。
- (5) 定められていない：設問の内容は、産業医に定められている。安衛法第 13 条（産業医等）第 5 項。

解答 (5)

【令和 2 年 10 月】

【問 2 2】 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 労働者の健康管理等について、事業者に対して行う必要な勧告に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項①。
- (2) **誤り**：設問の内容は、産業医に定められている。安衛法第 13 条（産業医等）第 5 項。
- (3) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項④。
- (5) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項③。

* 解答 * (2)

【令和元年 10 月】

【問 2 2】 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 事業者に対して行う労働者の健康管理等についての必要な勧告に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項①。
- (2) **誤り**：設問の内容は、産業医に定められている。安衛法第 13 条（産業医等）第 5 項。
- (3) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項④。
- (5) 正しい：安衛法第 12 条（衛生管理者）第 1 項、安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項③。

解答＊ (2)

【平成 30 年 10 月】

【問 2 2】 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 事業者に対して行う労働者の健康管理等についての必要な勧告に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項⑤・第 12 条（衛生管理者）、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項①。
- (2) **誤り**：設問は産業医の職務。安衛法第 13 条（産業医等）第 3 項。
- (3) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項⑤・第 12 条（衛生管理者）、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項④・第 12 条（衛生管理者）。
- (5) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項③・第 12 条（衛生管理者）。

＊解答＊ (2)

【平成 30 年 4 月】

【問 2 2】 事業者が衛生管理者に行わせるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (2) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (3) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理すること。
- (5) 労働者の健康を確保するため必要があると認めるとき、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項・第 12 条、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項①。
- (2) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項③・第 12 条（衛生管理者）。
- (3) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項・第 12 条（衛生管理者）、安衛則第 3 条の 2（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）第 1 項③。
- (4) 正しい：安衛法第 10 条（総括安全衛生管理者）第 1 項④・第 12 条（衛生管理者）。
- (5) **誤り**：設問は産業医の職務。安衛法第 13 条（産業医等）第 3 項。

解答 (5)